

令和6年4月5日

保護者 様

川崎市立井田中学校
校長 住吉 幸代

地震発生時の生徒の安全確保について

日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、平成23年3月11日の東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と生徒の下校措置については次の通りとなっています。

本校では、こうした災害発生時に限らず、生徒の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

<臨時休業>

- (1) 川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は、発生した日の翌日を全市一斉に臨時休業といたします。発生した時刻が始業時刻前であった場合は、発生した当日についても臨時休業といたします。
- (2) 発生した日が休日、休前日(たとえば金曜日)の場合は、休日明けの平日を臨時休業といたします。なお、休日明けの平日が課業日でないとき(夏季休業中や振替休日等)は、部活動等の生徒の活動をすべて中止といたします。
- (3) 施設設備や地域における被災状況を踏まえて、生徒の安全確保を図るために、引き続き臨時休業や登校時刻の変更などの措置が必要な場合は、校長が適切な判断を講じます。

<生徒の下校>

- (1) 生徒が学校にいるときに、川崎市内のいずれかの地域に、震度5強以上の地震が発生した場合は、小学校、特別支援学校においては、すべての児童生徒を保護者に直接引き渡すことが原則になります。また、中学校、高等学校では、保護者とあらかじめ保護者と合意した方法により下校させます。
- (2) 本校の場合は学校の立地や地域の状況等を踏まえて、次のような措置をいたしますので、皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

地震の情報や学校周辺の被災状況等の把握ができるまでは、学校内の安全な場所に生徒を避難・待機させます。

学校周辺や通学路の安全が確認された時点で、教員が引率して地区別に集団下校させます。

特別な事情等がある場合は、そのご意向を伺わせていただいたうえで対応致します。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、

川崎市立井田中学校

教頭 吉澤 晋 (Tel 044-766-3393) までご相談ください。